

令和6年度 滋賀地方最低賃金審議会
 第2回滋賀県一般機械器具製造業最低賃金専門部会
 議事録

開催日時	令和6年10月9日（水） 9時24分～11時39分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 出席3人（定数3人） 労働者代表委員 出席3人（定数3人） 使用者代表委員 出席3人（定数3人） 事務局 4人
出席者	公益代表委員 片山 聡 平井建志 松田有加 労働者代表委員 榎並典朗 庄野英夫 西川伸吾 使用者代表委員 川口剛史 西田保夫 水野 透 事務局 中井労働基準部長、足立賃金室長、 平沢労働基準監督官、山下労働基準監督官
主要議題	・滋賀県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定について（金額審議）
議事録	別紙のとおり

○事務局（足立室長）

それでは、ただ今から、「令和6度 第2回 滋賀県一般機械器具製造業最低賃金専門部会」を開催いたします。

本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本専門部会の出席状況について、報告いたします。

公益側代表委員3名、労働者側代表委員3名、使用者側代表委員3名の合計9名全員のご出席をいただいています。

したがって、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上が出席していますので、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

本専門部会は第1回本審でも確認させていたとおり、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」、「議事要旨」についてもホームページで公開することとなります。

よって、「同運営規程第7条第1項」の規定により傍聴の申込みを受け付けましたが、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことをご報告いたします。

それでは、これからの進行を、平井部会長にお願いいたします。

○平井部会長

おはようございます。

第2回目の専門部会となりますので、全会一致で結審いただけるよう、皆様、ご協力、よろしく申し上げます。

それでは、議題の「滋賀県一般機械器具製造業最低賃金の改正」の審議に入ります。

前回は引き続き、労・使それぞれと個別協議を行います。

まず、労働者側から協議を行います。検討の時間はどのくらい必要でしょうか。

○労働者代表委員

25分をお願いします。

○部会長

それでは、9時50分から労働者側との個別協議始めます。

控え室について、事務局から説明してください。

○事務局（足立室長）

個別協議に当たり、待機・検討していただく部屋として、4階のテレビ会議室と5階の労働基準部長室を用意しております。

労働者側委員は5階の労働基準部長室を、使用者側委員は4階のテレビ会議室をご使用願います。

平沢が使用者代表委員を、山下が労働者代表委員をご案内します。

○平井部会長

では、ここから休会といたします。

委員の皆様、控え室にご移動をお願いします。

【専門部会休会】

[労使各側に分かれての個別協議]

【専門部会再開】

○部会長

それでは、専門部会を再開したいと思います。

本日の使用者側と労働者側の個別協議について若干ご意見をまとめますと、労働者側としては、一般機械器具製造業の業況は良く、使用者側が懸念している建設機械等の受注減も一時的なもので、回復の見通しがあり、連合のリビングウェイジとの差も早期に解消しなければならないとの主張からJAM加盟労組の1人～299人の中小企業の春闘妥結結果と同水準程度の引上げが相当であるとの提案でありました。

使用者側からは業況D Iの6年度第1四半期の製造業の状況や一般機械器具製造業の中でも分類によって格差があり、建設機械の出荷の落ち込み等を踏まえれば、必ずしも大幅な賃上げができる状況にはないとの主張から日本商工会議所が取りまとめた「中小企業の賃金改定に関する調査」集計結果の賃上げ率程度の引上げが相当であるとの提案でありました。

したがって、本日は合意に至りませんでした。

次回は、第3回専門部会です。全会一致による金額決定を目指して、労・使ともご協力をお願いします。

なお、次回の個別協議は、労働者側から始めますので、よろしくお願いします。

その他、各委員から何かありましたらお願いします。

〔意見なし〕

最後に事務局から何かありますか。

○事務局（足立室長）

最終の第3回の専門部会は、10月23日（水）午前9時30分から、場所が変わりまして、コラボしが21の大会議室で開催いたします。お忙しいところ申し訳

ございませんが、ご出席、よろしく申し上げます。

○平井部会長

次回が最後の専門部会ですので、全会一致に向けた歩み寄りをいただきますよう、
よろしくお願ひいたします。

それでは、「第2回 一般機械器具製造業最低賃金専門部会」を終了します。

お疲れ様でした。